

## しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 『補助対象チェックシート(子育て配慮改修)』

### 子育て配慮改修

下記の全ての項目が☑チェックを入れて「適合」になると補助対象になります。

昭和56年6月1日以降に着工した住宅ですか？

はい(適合)

いいえ →  耐震診断を実施し、安全性を確認している(適合)

耐震診断を実施し、加算項目の耐震改修等(※1)を行う(適合)

住宅は自己所有されているものですか？(賃貸住宅は対象外です。)

はい(適合)

いいえ(不適合)

補助の対象となる工事の費用が40万円以上ですか？

40万円以上(適合)

40万円未満(不適合)

過去に鳥根県の住宅リフォーム関連の補助金を受けたことがありますか？

いいえ(適合)

はい(不適合)

施工者(元請業者)は鳥根県内に本店を有する事業者ですか？

はい(適合)

いいえ(不適合)

工事にあたり、石綿(アスベスト)の事前調査(100万円以上の工事は報告まで)が行われていますか？

はい(適合)

いいえ(不適合)

※ 工事の規模、請負金額にかかわらず、改修工事を行う場合、事前に石綿(アスベスト)の使用の有無について、工事施工者が調査を行うことが義務づけられています。

※ また請負金額が100万円以上の工事の場合、この調査結果を労働基準監督署及び保健所へ報告することが義務づけられています。(R4.4.1～)

※詳しくは、施工者へ確認の上、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。<https://www.ishiwata.mhlw.go>



### 補助対象とする工事

実施する工事のうち下記の項目にあてはまるものに☑チェックを入れてください。

(工事内容は「子育て配慮改修の別紙」を参照)

#### 1. 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境をつくる工事

1.1 衝突による事故を防止する

1.2 転倒による事故を防止する

1.3 転落による事故を防止する(バルコニー、窓、階段等)

1.4 ドアや窓での指つめ・指はさみを防止する

1.5 危険な場所への侵入や閉じ込みを防止する

1.6 感電や火傷を防止する

1.7 子どもの様子を把握しやすい間取りとする

1.8 不審者の侵入を防止する

1.9 上記以外の工事

#### 2. 子どもの健やかな成長を支える環境をつくる工事

2.1 キッチンの広さと使いやすさを確保する

2.2 リビングの広さと使いやすさを確保する

2.3 浴室や洗面・脱衣室の広さと使いやすさを確保する

2.4 トイレの広さを確保する

2.5 子どもと過ごす時間を増やすため家事の軽減等に役立つ設備を設置する

2.6 寝室の広さと使いやすさを確保する

2.7 子どもの自主性を育てる収納や設備の工夫をする

2.8 土や水に触れられる環境を確保する

2.9 子どもの成長に合わせて個室を確保する

2.10 上記以外の工事

#### 3. 快適に子育てできる環境をつくる工事

3.1 温熱環境を整える設備を設置するなど快適性向上のための工夫をする

3.2 収納スペースの広さと使いやすさを確保する

3.3 家事動線に配慮した間取りとする

3.4 掃除がしやすい仕上げや設備の工夫をする

3.5 雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せる工夫をする

3.6 上記以外の工事

下記の項目が☑チェックを入れて「適合」になるとそれぞれの項目が加算対象になります。

### 部分的耐震改修等

『部分的耐震改修の加算チェックシート』のチェック内容すべての項目に適合しましたか？

はい(適合)  いいえ(加算対象外)

### 子育て世帯と親世帯

子育て世帯と親世帯の同居(または近居)ですか？

はい →  同居(適合)  
 近居(地区公民館区域または直線距離5Km以内)(適合)  
いいえ →  工事完了までに同居予定(適合)  予定なし(加算対象外)  
 工事完了までに近居予定(適合)

### 空き家バンク

空き家バンク登録住宅を購入しましたか？

はい(適合)  いいえ(加算対象外)

---

### 用語の定義・解説

※1 耐震改修等

昭和56年5月31日以前に建築された鳥根県内に存する既存の一戸建ての木造住宅で改修前の上部構造評点が1.0未満であるものについて行う耐震改修及び部分的耐震改修をいう。

耐震改修とは、既存住宅の上部構造評点を1.0以上とする改修工事をいう。